

浜松市利用者負担上限額管理事務の手引き

1 利用者負担の上限額管理事務の概要

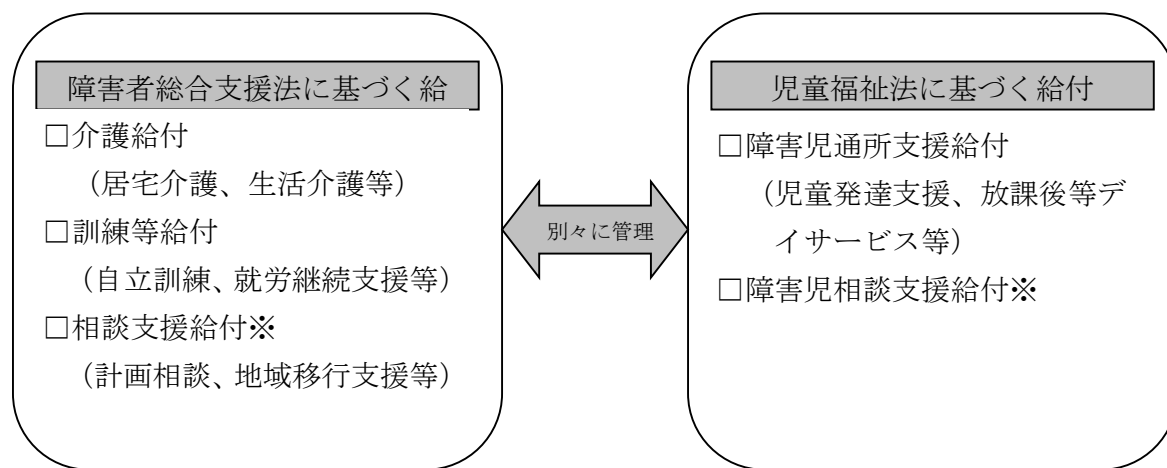
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス、及び児童福祉法に基づく障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）に係る利用者負担については、利用者の負担の軽減を図る観点から支給決定障害者等・通所給付決定保護者等の所得等の状況に応じて負担上限月額を設けることとしており、支給決定障害者等・通所給付決定保護者は当該負担上限月額を超えて利用者負担を支払う必要がないこととされています。

これに伴い、支給決定障害者等・通所給付決定保護者等のうち一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される方については、利用者負担の上限額の管理が必要となります。上限額の管理については、以下に定める事業者が利用者負担上限額管理者となり、利用者負担額の上限額管理事務を行います。

上限額管理の結果、利用者負担額が負担上限月額を超えている場合、あらかじめ提供する障害福祉サービス等の種類によって定める利用者負担額の優先徴収順位に基づき、優先順位の高い事業所から順に負担上限月額に到達するまで利用者負担額を徴収する方法により調整します。

利用者負担額の管理については、「障害者総合支援法に基づく給付による利用者負担額」と「児童福祉法に基づく給付による利用者負担額」に分けて上限額管理を行います。

【上限額管理のイメージ】



※相談支援給付及び障害児相談支援給付については利用者負担が生じないため、上限額管理の必要はありません。

2 上限額管理の流れ等

(1) 上限額管理事業所となる順序

利用者負担上限額管理事業者（以下、「上限額管理事業所」といいます。）となるのは、提供サービス量や生活面を含めた利用者との関係性（利用者負担を徴収する便宜）、サービス管理責任者の配置の有無などを総合的に勘案し、以下の順序とします。

■障害者総合支援法

順序	区分	上限額管理事業所
1	居住系 サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護 ・施設入所支援 ・自立訓練（生活訓練） （宿泊型及び精神障害者退院支援施設利用に限る） ・就労移行支援 （精神障害者退院支援施設利用に限る） ・共同生活援助（包括型・外部型） （体験利用除く）
2	計画相談支援 利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 （継続サービス利用支援（モニタリング）が毎月の場合に限る）
3	日中活動系 サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練、生活訓練） ・就労移行支援 ・就労選択支援 ・就労継続支援A・B型 <p>※複数の事業所利用の場合、契約日数の多い順</p>
4	訪問系 サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ①同一事業所番号で複数のサービス提供事業所 ②重度訪問介護 ③居宅介護 ④同行援護 ⑤行動援護 <p>※複数の事業所利用の場合、契約時間数の多い順</p>
5	短期入所 サービス利用者	<p>※複数の事業所利用の場合、当該月において最後のサービス提供事業所</p>
6	共同生活援助 サービスの 体験利用者	<p>※複数の事業所利用の場合、当該月において最後のサービス提供事業所</p>

■児童福祉法

順序	区分	上限額管理事業所
1	障害児相談支援利用者	・ 障害児相談支援 (継続障害児支援利用援助 (モニタリング) が毎月の場合に限る)
2	障害児通所支援利用者	※複数の事業所利用の場合、契約日数の多い順

(2) 上限額管理事業所の決定等

- ① 上限額管理対象者に対して、各区役所または行政センター内の障害福祉担当から別紙「利用者負担上限管理事務（依頼・変更・取消）届出書」（以下「届出書」という。）を発行します。
 - ② 上限額管理対象者となった利用者は、上限額管理を行う事業所に依頼し、上限額管理を受諾した事業者は届出書を利用者とともに記入します。記入した届出書を各区役所または行政センター内の障害福祉担当へ提出します。
 - ③ 受給者証へ上限額管理事業所が記載されますので、上限額管理事業所及び関係事業所は受給者証の確認をお願いします。
- ※この届出がない場合や上限額管理事業所が違うなどの場合は、上限額管理を行って国保連に請求明細書を伝送すると受付エラー（支払不可）となります。

【受給者証の記載例】

(五)	
利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600 円
適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
食事提供体制加算対象者	
適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業所名	
放課後等デイサービス事業所A	
特記事項欄	
予備欄	

(3) 上限額管理事務の流れ

- ア 上限額管理者は、当該事業所のみにおいて当該月の利用者負担額が、負担上限月額に達した場合には、達した時点において関係事業所に対し、「利用者負担額一覧表」の提出が不要である旨を通知します。
- イ アによらない場合（上限額管理事業所のみでは利用者負担額が負担上限額に達しない場合）には、上限額管理者は関係事業所に対し「利用者負担額一覧表」等の提出を依頼することとし、関係事業者は、毎月3日（サービス提供月の翌月3日）までに、事業所番号単位で利用者負担額を算出して、障害福祉サービス受給者証または児童通所サービス受給者証に記載された上限額管理者に「利用者負担額一覧表」を提供します。
- ウ 上限額管理者は、
①アによる場合には、関係事業所及び当該事業所の管理結果後利用者負担額（0円）のみを「利用者負担上限額管理結果票」に記載し、
②イによる場合には、提出された「利用者負担額一覧表」に基づき、「利用者負担上限額管理結果票」を作成します。
- エ 上限額管理者は、作成した「利用者負担上限額管理結果票」の内容について上限額管理対象者に確認を求めます。
- オ 上限額管理者は、毎月6日（サービス提供月の翌月6日）までに各関係事業所に「利用者負担上限額管理結果票」を送付します。
- カ 上限額管理者は、上限額管理対象者の請求明細書に、①実績記録票、②利用者負担上限額管理結果票を添付します。
- キ 「利用者負担上限額管理結果票」を受け取った関係事業所は、上限額管理対象者の請求明細書に、①実績記録票、②利用者負担上限額管理結果票を添付します。

3 同一世帯に複数の障害児がいる場合の取り扱い

(1) 複数障害児の上限額管理

基本的には通常の上限額管理と同様ですが、同一世帯内（同一支給決定者）に複数の障害児がいる場合には、障害児にかかる月額上限負担額をそれぞれ負担するのではなく、世帯でその利用者負担月額を超えないよう上限額管理を行います。

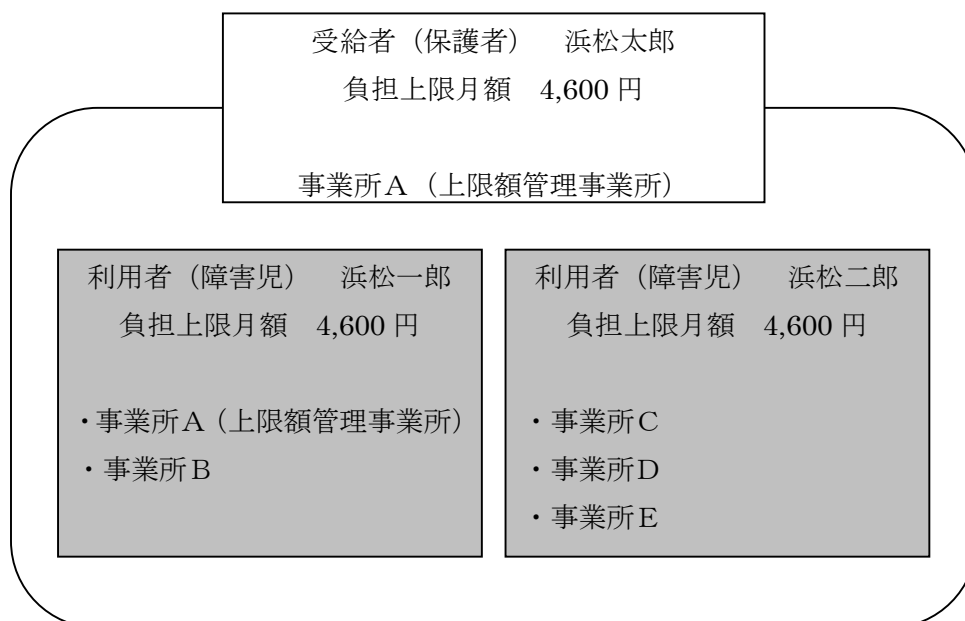
保護者負担軽減の観点から負担上限月額を超える部分を一旦支払わなくても済むように調整することが基本とされていますが、同一支給決定者以外の場合には、この調整の対象とはなりません。

(2) 上限額管理者の決定等

①上限額管理事業所となる順序は2（1）の通常の上限額管理と同様ですが、同一世帯に障害福祉サービス等を利用する障害児が複数いる保護者と契約しているすべての事業所の中から上限額管理者を選定します。

※同一支給決定保護者の上限額管理を行うため、下図のように直接サービス提供をしていない障害児の分も上限額管理する場合があります。

【上限額管理事業所の例】



- ②当該保護者は、別紙「利用者負担上限額管理事務（依頼・変更・取消）届出書」を各区役所または行政センター内の障害福祉担当へ提出する必要があります。
- ※必ずしも複数の障害児に係る支給決定が同時期とは限らないため、後から同一世帯の障害児に係る支給決定がされたことにより、複数障害児上限額管理事務が発生した場合は、先に支給決定されている障害児の受給者証差替え等が必要になることがあります。
- ※この届出がない場合や上限額管理事業所が違うなどの場合は、複数障害児上限額管理を行って国保連に請求明細書を送信すると受付エラー（支払不可）となることは通常の上限額管理と同様です。
- ※国保連請求については、P.7の「利用者負担上限額管理の調整方法及び管理結果等について（同一世帯に利用者が複数いる場合）」を参考にしてください。

【受給者証の記載例】

(五)	
利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600 円
適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
食事提供体制加算対象者	
適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業所名	
放課後等デイサービス事業所A	
特記事項欄	
上限額管理対象者(複数児童あり)	
予備欄	

(3) 複数障害児上限額管理事務の流れ

4 ページに記載方法と同様の流れで上限額管理事務を行います。

(4) 複数障害児の場合の上限額管理加算の算定等について

同一の保護者が複数の障害児の支給決定を受ける場合であっても、1つのサービス提供事業所のみからサービスを利用する場合、上限額管理の上限額管理加算を算定することはできません。

4 その他

(1) 参考資料

- ・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」
（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）
- ・「障害児通所給付費に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」
（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）